

令和3年度 施策評価シート

基本目標	V	区民と区が協働で「すみだ」をつくる
政策	540	多様な主体が参加する区政のしくみをつくる
施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する
施策の目標	区民や事業者は、協治(ガバナンス)によるまちづくりの主体として積極的に区政に参画し、地域の課題解決に取り組んでいます。区は、新たな課題に対応するため行政のスリム化並びに「選択と集中」により、一層の効率的な行財政運営を進めています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「区と一緒に、区の事業やイベントなどを企画したり、実施したことがある」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					20.0					30.0
実績	9.5									
指標名	区政全般に対する区民の満足度の点数									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					65.0					70.0
実績	57.4									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移(千円)	
指標の「区と一緒に、区の事業やイベントなどを企画したり、実施したことがある」区民の割合については、9.5%と低いいため、今後も区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行政運営を推進する施策の拡充を図ることが必要と考える。	H30	753,669
	R1	451,048
	R2	364,211

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	総務部の施策は、法や条例等により制度や仕組みを整備するもので、実績の多少での評価は困難である。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
施策の必要性は高く、廃止や統合や見直しは困難である。	
【今後の具体的な方針】	
施策の必要性は高く、継続し実施する必要があるが、経費については効率的で効果的な行財政運営を推進していく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果
						評価対象年度
1	庁舎リニューアルプランの実施	211,651	8,822	220,473	2,340	改善・見直し
					1,958	令和2年度
2	弁護士任用等経費	5,926	6,204	12,130	100	現状維持
					100	令和2年度
3	研修関連費	20,057	23,819	43,876	-	現状維持
					-	令和2年度
4	職員健康管理	59,748	6,175	65,923	77%	改善・見直し
					70.74%	令和2年度
5	その他健康管理(健康サポート・ストレスチェック)	13,016	14,106	27,122	0.60%	改善・見直し
					0.45%	令和2年度
6	防災待機職員住宅維持管理	3,788	2,117	5,905	20	現状維持
					19	令和2年度
7	防災待機職員用賃貸住宅の借上げ	20,135	1,235	21,370	30	現状維持
					19	令和2年度
8	職員互助会助成金	29,890	10,586	40,476	50%未満	現状維持
					47.30%	令和2年度
9						
10						
11						
12						

令和3年度 事務事業評価シート

施 策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する	部内優先順位
事 業 名	庁舎リニューアルプランの実施		1
目 的	公共施設等マネジメント推進の取り組みとして、長期的・経営的な視点に基づく維持管理・運営を図っていく。		主管課・係（担当）
			総務課庶務係 03-5608-6240
対 象 者	職員・区民及び一般来庁者		
根 拠 法 令 関 連 計 画	墨田区庁舎リニューアルプラン		
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 (株)久米設計
事 業 内 容	建物の長寿命化及び省エネルギー化を図るとともに、時代の要請に応じた持続可能な施設とする。 ○リニューアルプラン策定重点目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の長寿命化 ・ 防災対策の強化 ・ 利便性の向上 ○主な改修 防潮板設置・点字ブロック更新・エレベーター更新・特定天井の耐震改修・執務フロアの改修・照明器具LED化 ガラス飛散防止対策工事など		
経 過	開始年度	平成28年度	終了予定 令和14年度
	平成28年度: 議場システム・エレベーター9号及び10号の更新 平成29年度: 外壁工事・委員会室システム更新 平成30年度: 同上外壁工事・太陽光発電装置設置 平成31年度: ガラスの震災時飛散防止対策工事・防潮板設置・障害者誘導設備の改修・外構改修工事 2F、15F、16Fトイレ洋式化・災害時給排水衛生設備改修工事 令和 2年度: エレベーター1号機～5号機の更新工事(令和5年度まで)・1階東側トイレ洋式化		
議 会 質 問 の 状 況			
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		102,683	152,192	606,894	300,000	221,500	133,715
A.決算額（令和3年度は見込み）		91,373	150,623	606,815	275,609	211,651	133,715
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		91,373	150,623	606,815	275,609	211,651	133,715
執行率（%）		89.0%	99.0%	100.0%	91.9%	95.6%	100.0%
B.人コスト				9,843	8,738	8,822	
総事業決算額（A+B）		91,373	150,623	616,658	284,347	220,473	
主な事業費用の説明							
予算書P（令和3年度）	P77 10	執行実績報告書P（令和2年度）			P16 10		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	庁舎リニューアルプランの計画的推進				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		22	7	目 標	2	2	4	4
				実 績	2	2	2	4
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	4	3	3	26	23	22	
	実 績	1						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	工事を確実に実施し、長期的・経営的視点に基づく維持管理・運営を行う。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	庁舎に係る二酸化炭素排出量の削減				単 位	t
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
			目 標	2,361	2,350	2,350	2,350	
			実 績	2,361	2,396	2,411	2,067	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	2,340	2,340	2,340	2,330	2,330	2,330		
実 績	1,958							
指標の選定理由及び目標値の理由								
庁舎年間エネルギー使用量を省エネ法の規制数量以下とし、機器設備等の更新とともに省エネルギー化を実現し、持続可能な施設を実現する。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	最新技術の導入により省エネ化を推進し、合せて工期短縮の工法を採用する。また、区民の財産という観点から、区民の意見を取り入れながら、施設のマネジメントを図っていく。

課題・問題点

施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する			部内優先順位
事業名	弁護士任用等経費(※平成18年度～平成28年度 顧問弁護士関係費)				2
目的	本事業は、顧問弁護士による法律相談事業(平成18年度事業開始)に、区政を巡る法的問題の複雑化・多様化に適切に対応するため、メール相談(平成22年度事業開始)を加え、実施してきたが、平成29年度から顧問弁護士による法律相談を廃止し、法務専門員(非常勤弁護士、令和2年度からは会計年度任用職員)の任用を開始した。 本事業により、事務執行上で発生する法的問題に対する適切な対応を促進するとともに、法的紛争の未然防止を図ることで、全庁的なコンプライアンスの向上を推進する。				主管課・係(担当)
					法務課法務担当
					03-5608-6176
対象者	弁護士への法的問題の相談を希望する職員				
根拠法令 関連計画	墨田区法務専門員設置要綱				
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤4・会計年度1
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●法務専門員による法務相談事業 各職場において業務を実施するに当たり発生した法的な問題等について、法務専門員が職員に対して回答を行う。 ●電子メール法律相談業務委託事業 政策的な判断を要し、複数の弁護士による検討を要する場合、法務専門員の回答に対するセカンドオピニオンを求める場合等があるため、弁護士グループに対する法律相談を行う。 				
経過	開始年度	平成29年度	終了予定	なし	
	[平成18年度～平成28年度]顧問弁護士への法律相談業務委託事業 [平成22年度～現在]電子メール法律相談業務委託事業 [平成29年度～現在]法務専門員による法律相談事業				
議会質問 の状況	[平成30年決特] 23区の法務担当課における弁護士任用・活用状況について				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) H30.10.26時点 任期付常勤弁護士と非常勤弁護士の両方を任用している区(3区)、任期付常勤弁護士のみを任用している区(6区)、非常勤弁護士のみを任用している区(4区) ※弁護士を任用していない区(10区)				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算現額(事業費)		2,592	5,644	5,598	5,606	5,959	6,096	
A.決算額(令和3年度は見込み)		2,592	5,598	5,598	5,605	5,926	6,096	
財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,592	5,598	5,598	5,605	5,926	6,096	
執行率(%)		100.0%	99.2%	100.0%	100.0%	99.4%	100.0%	
B.人コスト				6,890	6,117	6,204		
総事業決算額(A+B)		2,592	5,598	12,488	11,722	12,130		
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬及び期末手当 5,772,761円 ・電子メール法律相談業務委託 154,000円 						
予算書P(令和3年度)	P76	6	執行実績報告書P(令和2年度)	P15				6

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	法律相談の実施回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		—	R7	目 標	—	—	—	—
				実 績	31	139	108	123
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	—	—					
	実 績	154						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	「相談の回数」という指標により、事務事業執行上発生した法的問題に対して、各課が本事業を活用し適切な対応を行っていることを確認することができる。ただし、回数の多寡により、本事業による目的が達成されるものではないので、目標値は定めないものとする。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	相談件数に対して解決が図られた件数の割合				単 位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
100		R7	目 標	100	100	100	100	
			実 績	100	97	99	99	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	100	100						
実 績	100							
指標の選定理由及び目標値の理由								
「相談件数に対して解決が図られた件数の割合」により、事務執行上で発生する法的問題に対して的確な回答がなされていることが確認でき、それにより全庁的なコンプライアンスが推進されていることが把握できる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	<p>法務専門員相談及び電子メール相談については、合計100件を超える相談が平成29年度以降あるというニーズを踏まえ、引き続き継続していく。</p> <p>なお、法務専門員については、法務相談に加え、各職場内で行われる研修、事例検討会等に講師等として派遣する事業を平成31年度から試行的に実施し、令和2年度からは、職員全体への研修及び学校法律相談を併せて実施しており、法務専門員の一層の活用を図っている。</p>

課題・問題点
<p>●法務専門員による法務相談事業 令和2年度から、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当該制度の内容や他区の弁護士任用状況を踏まえながら、法務専門員の任用形態について検討することが必要である。</p> <p>●電子メール法律相談業務委託事業 法務専門員は現在週3日法務課に出勤しており、各課からの相談に対し迅速に回答することができるため、法務専門員による相談で解決してしまう案件も多いことから、電子メール相談の件数が減少傾向にある。</p> <p>ただし、政策的な判断を要し、複数の弁護士による検討を要する場合、法務専門員の回答に対するセカンドオピニオンを求める場合等のために、電子メール相談の必要性も高いことから、今後も有効に電子メール相談を活用していくことが必要である。</p>

施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する	部内優先順位
事業名	研修関連費		3
目的	全体の奉仕者である公務員としての基本を踏まえつつ、時代の変化に対応し成長を続ける職員を計画的かつ組織的に育成することで、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する。		主管課・係（担当）
			職員課人事担当 03-5608-6246
対象者	区職員		
根拠法令 関連計画	地方公務員法 職員育成基本方針 研修実施計画 ほか		
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 職員3名、委託先は研修によって異なる
事業内容	<p>職層研修 新任：新任前期、ふりかえり、新任後期、新任フォロー 入区2年目：福祉、入区3年目：クレーム対応、資料作成、入区4年目：ストレスコントロール術、現任キャリア、入区4年目（地方自治法）、入区5年目、入区10年目：キャリアプランニングⅠ、主任1年目：政策実行力、主任2年目：コーチング、主任3年目：問題課題解決力、主任4年目：政策形成、主任5年目：主任5年目、主任10年目：キャリアプランニングⅡ 係長候補者：係長候補者（候補者含む）、係長1年目：業務効率化、係長の役割、ハラスメント防止、係長1年目：契約・会計、係長3年目：メンタルヘルスマネジメント、課長補佐1年目：課長補佐、部課長級：課長1年目：メンタルヘルスマネジメント、全幹部職員：幹部職員研修、現任技能実務研修 財務会計（理論）、情報公開制度・個人情報保護制度、文書取扱主任、契約、会計（eラーニング）、文書管理、文書の書き方（eラーニング） 会計年度任用職員任用時、メンター育成、人権・同和講演会、区民部異動者接遇向上研修、外国人に対する対応力向上研修</p> <p>派遣研修：外部機関の実施研修へ派遣 共同研修：特別区職員研修所実施研修へ派遣 自己啓発：通信教育受講助成、自主研究グループ助成、社会人大学院受講助成、語学系専門学校受講助成</p>		
経過	開始年度		終了予定
	<p>平成28年度 大学院社会人コース受講助成、語学系専門学校受講料等助成開始 平成29年度 政策課題研究研修対象者を主任主事4年目に変更 平成30年度 行政系人事制度改革に伴う見直し 働き方改革関連研修の実施 eラーニング開始</p>		
議会質問 の状況	平成30年第1回定例会 eラーニングの実施について（自民党）		
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		24,848	26,610	27,212	26,614	24,629	27,215
A.決算額（令和3年度は見込み）		22,006	22,291	24,404	24,498	20,057	27,215
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		22,006	22,291	24,404	24,498	20,057	27,215
執行率（%）		88.6%	83.8%	89.7%	92.0%	81.4%	100.0%
B.人コスト				26,577	25,392	23,819	
総事業決算額（A+B）		22,006	22,291	50,981	49,890	43,876	
主な事業費用の説明							
予算書P（令和3年度）	P78 1～4	執行実績報告書P（令和2年度）			P17 1～4		

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	研修受講者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		4,500	令和7年度	目標	4,500	4,500	4,500	4,500
				実績	4,771	4,589	5,127	7,817
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		実績	6,007					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	研修事業の活動量を把握するためにもっとも適切な指標であるため。 研修と実務のバランスを考慮し、現状維持を目標とした。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標					単 位	
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
			目標					
			実績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目標							
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
研修の効果については、定性的な要素が多いことから、数値としての指標は現時点では設定していない。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	研修の定量的な効果測定は現時点では難しいが、全体の奉仕者である公務員としての基本を踏まえつつ、時代の変化に対応し成長を続ける職員を計画的かつ組織的に育成することは、区民の満足度向上に必要不可欠である。

課題・問題点
研修効果の測定については今後も検討していく必要がある。

施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する			部内優先順位
事業名	職員健康管理				4
目的	労働安全衛生法その他の法令及び職員健康管理規則に基づき、職員に対する各種健康診断等の実施を通じて、職員の健康管理を行うことにより、職員の行政能率の向上を図る。				主管課・係(担当)
					職員課健康福利担当 03-5608-6247
対象者	区職員(実施事業に応じ一部対象外)				
根拠法令 関連計画	労働安全衛生法・同法施行令、労働安全衛生規則、じん肺法、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、高齢者の医療の確保に関する法律、職員健康管理規則 等				
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤3/委託:こころとからだの元氣プラザ
事業内容	<p>○職員に対する健康診断等の実施</p> <p>定期総合健診(一次・二次・復職者等)、婦人検診、骨密度健診、消化器検診、大腸検診、喀痰細胞診検査、C型肝炎抗体検査、B型肝炎ワクチン接種、風しん抗体検査、風しんワクチン接種、腰痛健診、頸肩腕健診、粉じん業務従事者健診、特定化学物質取扱者健診、有機溶剤取扱者健診、破傷風予防接種、情報機器作業健診、特定健診</p>				
経過	開始年度	昭和52年(区実施)		終了予定	
	<p>～平成9年度 胸部X線直接撮影に変更、骨密度健診導入等</p> <p>10年度 体脂肪測定導入</p> <p>11年度 HDLコレステロール検査・血糖検査導入</p> <p>12年度 尿検査に潜血反応検査・視力検査導入</p> <p>15年度 B型・C型肝炎(HCV抗体)検査導入</p> <p>16年度 婦人科検診にマンモグラフィ導入(対象:40歳以上)</p> <p>17年度 喀痰細胞診検査導入</p> <p>18年度 人間ドック・体力測定導入</p> <p>20年度 特定健康診査・特定保健指導実施</p> <p>22年度 痛風・尿酸値検査を全職員に実施、人間ドック・体力測定廃止</p> <p>24年度 風しん抗体検査、大腸二次検査廃止</p> <p>27年度 一部所属に風しん抗体検査再導入</p> <p>28年度 消化器二次検査廃止、定期健診(二次健診)項目見直し</p> <p>令和元年度 一部所属に風しんワクチン接種導入</p> <p>2年度 一定要件を満たす会計年度任用職員に各種健康診断を実施</p> <p>3年度 電離放射線健診・個人線量計(ガラスバッジ)測定廃止(放射線業務委託に伴う。)</p>				
議会質問 の状況	直接的な質問等は特になし				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 法定健診については、労働安全衛生法その他関係法令に基づき実施しており、法定要件等に該当する職員に対しては健診の実施が義務付けられている。法定外健診については、職員健康管理規則に基づき、区民健診、他区の実施状況等を勘案しながら、適切に運用を図っている。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		61,995	59,543	60,110	60,104	74,689	75,137
A.決算額(令和3年度は見込み)		56,746	56,643	56,789	56,152	59,748	60,110
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		56,746	56,643	56,789	56,152	59,748	60,110
執行率(%)		91.5%	95.1%	94.5%	93.4%	80.0%	80.0%
B.人コスト				6,890	6,117	6,175	
総事業決算額(A+B)		56,746	56,643	63,679	62,269	65,923	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> 健康診断受診に伴う旅費・費用弁償 健康診断実施に伴う委託料 障害を有する職員の健診時駐車場使用料 					
予算書P(令和3年度)	P79 4(1)	執行実績報告書P(令和2年度)			P18 4(1)		

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	定期健康診断の受診割合(免除者を除く。)				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		100%	令和7年度	目標	100%	100%	100%	100%
				実績	99.85%	99.91%	99.81%	99.81%
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	99.55%						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	職員の健康状態の維持・改善のためには経年的な状況確認が必須であり、その基本となる全職員の定期健康診断の結果を適切に収集する必要があるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	要医療等判定者以外の割合				単位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
80%		令和7年度	目標	75%	75%	75%	77%	
			実績	76.90%	76.39%	76.02%	72.66%	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		77%	77%	77%	80%	80%	80%	
実績	70.74%							
指標の選定理由及び目標値の理由								
定期健康診断の結果を踏まえた勤奨等により健康状態の維持又は適切な医療への接続を図ることが望ましいため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	労働安全衛生法を始めとした関係法令や各種ガイドライン等の改正等の状況を踏まえ、健康診断の実施項目や実施方法の見直し、医療機関への積極的な受診勧奨の実施等により、職員の健康改善及び適切な医療への接続に向け、引き続き実施する。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の年齢構成として50歳以上の職員の増加等により医療対応が不要な職員の割合は年々減少傾向にある。また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入により、50歳以上の対象者がさらに増加したことから、医療対応が不要な職員の割合はさらに減少した。目標の達成に当たっては、医療を要する前の段階からの啓発の推進等についても検討する必要がある。 ・関係法令の改正状況や職員の年齢構成等を踏まえた健康診断の実施項目の見直しや、他団体の職員健康診断の実施状況等を勘案した健康診断の種類の見直し、効率的で効果的な健康診断後の保健指導のあり方など、継続的に改善に取り組んでいく必要がある。

施 策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する	部内優先順位
事 業 名	その他健康管理(健康サポート・ストレスチェック)		5
目 的	労働安全衛生法その他の法令及び職員健康管理規則に基づくストレスチェックの実施、産業医その他安全衛生体制の整備、専門職による相談体制の構築などを通じて職員の心身の健康増進を図り、もって公務能率の向上を図る。		主管課・係(担当)
			職員課健康福利担当 03-5608-6247
対 象 者	区職員(実施事業に応じ一部対象外)		
根 拠 法 令 関 連 計 画	労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則、事務所衛生基準規則その他関連法令 墨田区職員健康管理規則、墨田区安全衛生管理者等設置規程及び墨田区安全衛生委員会設置規程 墨田区職員メンタルヘルス対策実施計画		
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤3・会計年度1、委託(株)フィスメック外
事 業 内 容	①ストレスチェックの実施[法令基準(一部区独自基準)] ・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェック(検査、医師による面接指導、就業上の措置等)を実施 ②安全衛生体制の整備等[法令基準] ・労働安全衛生法に基づき産業医、衛生管理者等の選任に必要な措置の実施(資格の取得、選任報告等) ・労働安全衛生法に基づく衛生委員会等の運営 ・産業医の一部業務委託の実施により、内部産業医の職務を補完 ・その他法令に基づく措置の実施(計画立案、監督機関対応、長時間勤務者の健康確保措置等) ③専門職による相談体制の構築[法令基準(一部区独自基準)] ・メンタルヘルス不調により休職した職員の職場復帰判断等に向け、専門的かつ高度な医学的判断を要するため、専門機関への委託による精神科産業医の確保(原則月1回の訪問) ・職員の健康に関する相談対応、職員向け健康診断等の実施補助のため看護師を任用 ・職員のメンタルヘルスの維持向上のため、臨床心理士によるカウンセリングを実施(原則週1回程度)		
経 過	開始年度	平成28年度	終了予定
	①ストレスチェックの実施 [平成28年度]事業開始(検査、集団分析、管理職向け講習会(3回)、医師による面接指導等を実施) [平成29年度~]上記をベースに一部見直しして実施(集団分析の範囲、講習会の内容、職員へのフォロー等) ②安全衛生体制の整備等 [昭和53年度以前~]労働安全衛生法等に基づき適宜体制を整備 [平成18年度~]長時間勤務職員に対する面接指導を法定基準より拡充して開始 ③専門職による相談体制の構築 [平成16年度~]看護師の任用及び臨床心理士によるカウンセリング開始 [平成21年度~]専門医(外部産業医)の確保 [令和2年度~]産業医業務の一部を専門機関へ外部委託化		
議 会 質 問 の 状 況	[平成26年決特]超過勤務の縮減及び過労死の防止について [平成31年1定]超過勤務の上限規制について		
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・本事業の大部分は、労働安全衛生法に基づき、原則として全事業者(地方公共団体、民間企業等)に実施義務が課されているものであり、適切に実施する必要がある。 ・上記「開始年度」はストレスチェックの開始年度であり、安全衛生体制の整備等については、昭和53年度以前から実施している。		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		12,781	12,893	12,460	13,804	15,482	14,655
A.決算額(令和3年度は見込み)		9,691	9,693	9,716	11,107	13,016	13,190
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		9,691	9,693	9,716	11,107	13,016	13,190
執行率(%)		75.8%	75.2%	78.0%	80.5%	84.1%	90.0%
B.人コスト				15,750	13,981	14,106	
総事業決算額(A+B)		9,691	9,693	25,466	25,088	27,122	
主な事業費用の説明		・産業医・会計年度任用職員(看護師)報酬・手当 ・臨床心理士等報償費 ・職員用救急薬品等消耗品費 ・ストレスチェック実施委託料、産業医・保健師業務委託料					
予算書P(令和3年度)	P79 4(2)	執行実績報告書P(令和2年度)			P18 4(2)		

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	ストレスチェックシートの回答率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		90%	令和7年度	目標	90%	90%	90%	90%
				実績	94.40%	96.33%	96.30%	97.05%
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	90%	90%	90%	90%	90%	90%
	実績	97.13%						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	定期的にセルフチェックを行うことにより、職員自身の気付きを促し、その結果に対する対処の支援を行うことでメンタルヘルス不調の防止を図るため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	心の健康に起因する休職者新規発生割合				単位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
0.40%		令和7年度	目標	0.70%	0.70%	0.60%	0.60%	
			実績	0.68%	0.79%	0.50%	0.55%	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0.60%	0.50%	0.50%	0.50%	0.40%	0.40%	
実績	0.45%							
指標の選定理由及び目標値の理由								
心の健康に起因する休職は、休職期間が長期化する傾向があるほか、離職に結びつく事例もあることから、執行体制の確保に支障が生じ得る。よって本事業を通じてメンタル不調の一次予防及び二次予防を図り、その新規発生をできる限り減少させることが求められる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で定められた安全衛生体制の整備、ストレスチェック等については、法令に基づき適切に実施する。 ・その他区独自で実施する相談体制の構築等について、メンタルヘルス不調者を出さない職場づくりは、限られたマンパワーの中で必要な体制の確保する上で不可欠であることから、外部資源の活用など様々な方策を検討していく。

課題・問題点
<p>①ストレスチェック制度 医師の面接指導の対象となった職員のうち、実際に申出する者が限られていることから、制度の趣旨に照らし、更なる活用に向け申出の勧奨等を行っていくとともに、面接指導の結果を踏まえた適切な措置を講じていく必要がある。</p> <p>②安全衛生体制の整備等 メンタルヘルス不調者の抱える課題が複雑かつ困難化している上、障害を有する職員の採用も増加していること等から、より専門的な対応が求められており、保健師に加え、専門的知見を有する産業医等による関与等も実施していく必要がある。</p> <p>③長時間勤務職員の健康安全の確保 長時間勤務職員に対しては、産業医又は産業保健師による面接指導を実施しているが、新型コロナウイルス関連業務に従事する職員の長時間勤務が著しく増加しており、それら職員に対する健康安全の確保が急務となっている。</p>

施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する	部内優先順位
事業名	防災待機職員住宅維持管理		6
目的	職員住宅の維持管理を通じて、住宅に対する問題を解消し、安心して職務に専念できる環境を作る。 また、災害時における初動期の人員体制を整備するため、区内居住の職員を一人でも多く確保する必要がある。		主管課・係(担当)
			職員課健康福利担当 03-5608-6247
対象者	現に住宅に困窮している区常勤職員又は区常勤職員として採用が予定されている者		
根拠法令 関連計画	墨田区防災待機職員住宅管理規則、消防法、建築基準法		
実施基準	区独自基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 2人
事業内容	【業平職員住宅の維持管理】 (1)施設管理委託 ①エレベーター保守点検:住宅に設置しているエレベーターについて業者による点検及び簡易保守を行う。 ②火災報知器等保守点検:年2回消防関係設備の適切な維持管理を図るため、保守点検を委託して実施する。 ③増圧ポンプ保守点検:東京都給水条例施行規程に基づき、年1回保守点検、調整等を行う。 (2)施設の維持補修 営繕工事(一般補修):新規入居者募集時にも補修工事を行う。		
経過	開始年度	平成11年	終了予定
	(防災待機)職員住宅及び職員寮 職員の福利厚生を目的として、昭和43年に職員住宅1ヶ所と単身者寮(男子2ヶ所、女子3ヶ所)の設置 平成11年度に災害発生時の初動体制の確保等を目的として「業平職員住宅」を設置 平成12年度をもって「梅若寮」(女子寮)を入居者減少により休止 平成14年度に「太平寮」(女子寮)を廃止 平成15年度をもって「ひきふね寮」を休止 平成26年度に民間住宅借上げ式による防災待機職員住宅を設置 平成26年度末をもって「亀沢寮」、「ひきふね寮」及び「梅若寮」を廃止 平成27年度末をもって「錦糸寮」を廃止 平成29年度末をもって「八広住宅」を廃止		
議会質問 の状況			
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 平成31年度に長期修繕計画20年目の大規模補修工事を行った		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		2,006	2,205	2,766	30,588	3,989	7,857
A.決算額(令和3年度は見込み)		1,221	2,128	2,311	30,088	3,788	7,857
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		1,221	2,128	2,311	30,088	3,788	7,857
執行率(%)		60.9%	96.5%	83.6%	98.4%	95.0%	100.0%
B.人コスト				2,362	2,097	2,117	
総事業決算額(A+B)		1,221	2,128	4,673	32,185	5,905	
主な事業費用の説明		エレベーター保守点検・定期検査、火災報知器保守点検、増圧ポンプ保守点検、営繕工事、電気温水器計画交換工事、増圧給水ポンプその他改修工事					
予算書P(令和3年度)	P79	2	執行実績報告書P(令和2年度)	P18	2		

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	業平職員住宅戸数				単 位	戸
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		20	R7	目標	20	20	20	20
				実績	20	20	20	20
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	20	20	20
	実績	20						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	当該事業の目的を達するため区が用意している住宅の戸数を計る必要があるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	業平職員住宅入居者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
20		R7	目標	20	20	20	20	
			実績	20	19	20	20	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		20	20	20	20	20	20	
実績	19							
指標の選定理由及び目標値の理由								
当該事業の利用実態を図るため。 (各年度の4/1時点)								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	福利住宅は全て廃止済みとなっており、業平職員住宅のみである。 今後も区職員の区内在住率の向上及び災害対策要員の確保のため、適切に維持管理を実施し入居率100%を維持する。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者を確保し、もって防災待機職員住宅の目的を果たすため、良好な状態を保持するための継続的かつ計画的な維持補修が必要である。特に、給湯器については、耐用年数が過ぎていることから、各部屋において故障が見られるため、計画的な交換工事が必要となる。 ○ エレベーター、給水ポンプが経年劣化により交換を推奨されている。 ○ 建築から20年が経過し、設備等が陳腐化したことから、近年では入居を避けられる傾向にある。

施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する			部内優先順位
事業名	防災待機職員用賃貸住宅の借上げ				7
目的	災害時における初動期の人員体制を整備するため、区内居住の職員を一人でも多く確保する必要がある。そこで、民間又はUR都市機構の賃貸住宅を借上げ、災害時の対策要員の増員を図る。				主管課・係(担当)
					職員課健康福利担当
					03-5608-6247
対象者	現に住宅に困窮している区常勤職員又は区常勤職員として採用が予定されている者				
根拠法令 関連計画	墨田区防災待機職員住宅管理規則				
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	2人(一部委託:宅建協会墨田区支部)
事業内容	借上げ住宅の円滑な確保のため、区内の賃貸物件に詳しくあっせん等の業務に精通した「公益社団法人東京都宅地建物取引業協会墨田支部」や、「独立行政法人都市再生機構」に物件のあっせん等を依頼し、物件を借上げる。				
経過	開始年度	26年度		終了予定	
	借上げ実績 26年度: 単身3戸 27年度: 単身5戸 28年度: 単身9戸 29年度: 単身16戸、世帯2戸 30年度: 単身16戸、世帯2戸 31年度: 単身17戸、世帯2戸 年度: 単身16戸、世帯4戸				
議会質問 の状況					
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 入居職員及び住宅を確保し、安定的に運営していく。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		13,933	20,229	25,138	26,852	25,614	32,122
A.決算額(令和3年度は見込み)		8,226	11,676	19,016	19,165	20,135	32,122
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		8,226	11,676	19,016	19,165	20,135	32,122
執行率(%)		59.0%	57.7%	75.6%	71.4%	78.6%	100.0%
B.人コスト				1,378	1,223	1,235	
総事業決算額(A+B)		8,226	11,676	20,394	20,388	21,370	
主な事業費用の説明		補助委託業務(更新・あっせん)、補助業務委託(管理代行)、賃貸借契約業務、共益費等					
予算書P(令和3年度)	P79	3	執行実績報告書P(令和2年度)		P18	3	

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	防災待機職員住宅戸数(借上げ)				単 位	戸
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		30	R7	目標	9	13	30	30
				実績	9	18	18	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	30	30	30	30	30	30	
	実績	20						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	災害対策要員の増加を図る指標として、戸数を選定する。 (各年4月1日時点)							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	災害時の災害対策要員の人数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
30		R7	目標	9	13	30	30	
			実績	9	18	18	18	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標	30	30	30	30	30	30		
実績	19							
指標の選定理由及び目標値の理由								
当該事業の目的の一つである「災害時の災害対策要員」の人数を指標とする。 (各年4月1日時点)								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	職員寮・福利住宅を廃止したため、類似するものは防災待機待機職員住宅のみである。 区職員の区内在住率の向上及び災害対策要員の確保のため、今後も借上げ住宅の戸数を増やしていく。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 借上げ住宅のあっせんを受ける際の賃料の設定等から、適当な物件が見当たらない場合(特に南部地域)がある。 ○ 入居者募集の際に、割安な賃料のみではなく条件の良い物件を提供できない場合、特に若年層職員から避けられる傾向がある。

施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する	部内優先順位
事業名	職員互助会助成金		8
目的	職員互助会は条例に基づき、区の職員で構成されている団体であり、職員相互の親睦と福利厚生充実を図ることを目的として、各種事業を実施している。区は互助会に対して助成をすることにより、職員の福利厚生充実に寄与している。		主管課・係(担当)
			職員課健康福利担当 03-5608-6245
対象者	墨田区職員互助会員(常勤・再任用・会計年度任用職員(4.1時点に在職、週23時間15分以上かつ6月以上の任期が見込まれる者)、広域連合に派遣の区職員で構成)		
根拠法令 関連計画	地方公務員法第42条、墨田区職員互助会に関する条例		
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤2、再任短1、委託先:職員事務センター
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済給付事業:会員の会費を原資として、会員相互間の共済事業を実施する。 (具体的な事業) 祝金、見舞金、退職等せんべつ金、弔慰金、永年勤続・退職等記念品 ● 福利厚生事業:区の助成金を原資として、職員の福利厚生充実を図る事業を実施する。 (具体的な事業) 職員体育大会、会員制福利厚生事業、メンバーズプラン事業、演劇等鑑賞事業、納涼船事業、退職者事業等 ● 貸付金事業:厚生資金、育児進学資金の貸付け ● その他事業:祝電、弔電、訃報の掲示、13階厚生室の管理 		
経過	開始年度	昭和29年度	終了予定
	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和29年3月1日:発足 ● 昭和56年4月:葉山荘設置 ● 平成3年3月14日:条例団体となる ● 平成5年5月1日:葉山荘を区へ移管 ● 平成18年度:メンバーズプラン事業開始 ● 平成26年度末:葉山荘廃止 ● 平成27年6月:会員制福利厚生事業開始 ● 平成30年度:会員制福利厚生事業委託事業者の変更 		
議会質問 の状況	平成28年3月24日企画総務委員会で陳情(墨田区職員互助会の廃止又は会費の全額負担)に係る審議あり。 主な議事内容 理事者側:地公法第42条に基づき福利厚生に要する経費について区費を充てている。 委員側:職員の福利厚生は使用者の義務でもあるので、一定の補助金を支出するのは当然。 労使協議で減らしている経緯もあるので、特に批判されるような状況にないと認識している。		
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		32,785	30,644	29,022	28,824	29,967	32,177
A.決算額(令和3年度は見込み)		32,785	30,644	29,022	28,824	29,890	28,969
財源	国						
	都						
	その他	7,571	7,538	7,342	7,317	7,332	500
一般財源		25,214	23,106	21,680	21,507	22,558	28,469
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	90.0%
B.人コスト				11,812	10,486	10,586	
総事業決算額(A+B)		32,785	30,644	40,834	39,310	40,476	
主な事業費用の説明							
予算書P(令和3年度)	P79	1	執行実績報告書P(令和2年度)	P18	1		

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	職員互助会運営費に対する助成割合				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		50%未満	R7	目標	50	50%未満	50%未満	50%未満
				実績	50	48.7	47.3	47.3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満
	実績	47.3						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	当該助成金算定の基準							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	各種事業参加率				単位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
90		R7	目標	80	82	82	84	
			実績	81.2	79.5	79.1	79.8	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		84	86	86	88	88	90	
実績	—							
指標の選定理由及び目標値の理由								
職員の各種事業利用状況により、事業が有効に機能しているかを計る。 参加者数：—人(職員体育大会、メンバーズプラン助成、演劇等鑑賞事業、納涼船事業) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点からほとんどの事業中止) 会員数：2,489人(R2.4.1時点)								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	地方公務員法第42条の規定に基づき、使用者として職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実行しなければならないため、継続して実施していくが、今後については、効果的・効率的な事業運営に向けて必要な検討を行っていく。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、令和3年度事業実施については、状況による実施及び新たな事業実施方法を検討する必要がある。

課題・問題点

補助金名称	職員互助会助成金		主管課・係（担当）			
根拠法令	地方公務員法第42条、墨田区職員互助会に関する条例		職員課健康福利担当			
補助概要	墨田区職員互助会の事業に要する経費のうち、福利厚生に係る事業の経費について、会費相当額を原則として、毎年交付している。なお、平成30年度からは会費相当額の90%としている。		03-5608-6245			
目的	職員互助会は条例に基づき、区の職員で構成されている団体であり、職員相互の親睦と福利厚生の充実を図ることを目的として、各種事業を実施している。区は互助会に対して助成をすることにより、職員の福利厚生の充実に寄与している。					
対象	墨田区職員互助会員（常勤・再任用・会計年度任用職員（4.1時点に在職、週23時間15分以上かつ6月以上の任期が見込まれる者）、広域連合に派遣の区職員で構成）					
基準	区独自基準					
補助条件	会費相当額を基準として、予算の範囲内で交付する。					
経過	開始年度	昭和29年度	終了予定			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和29年3月1日：発足 ● 昭和56年4月：葉山荘設置 ● 平成3年3月14日：条例団体となる ● 平成5年5月1日：葉山荘を区へ移管 ● 平成18年度：メンバーズプラン事業開始 ● 平成26年度末：葉山荘廃止 ● 平成27年6月：会員制福利厚生事業開始 ● 平成30年度：会員制福利厚生事業委託事業者の変更 					
議会質問の状況	平成28年3月24日企画総務委員会で陳情（墨田区職員互助会の廃止又は会費の全額負担）に係る審議あり。 主な議事内容 理事者側：地公法第42条に基づき福利厚生に要する経費について区費を充てている。 委員側：職員の福利厚生は使用者の義務でもあるので、一定の補助金を支出するのは当然。 労使協議で減らしている経緯もあるので、特に批判されるような状況にないと認識している。					
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）					

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		32,785	30,644	29,022	28,824	29,967	32,177
決算額（令和3年度は見込み）		32,785	30,644	29,022	28,824	29,890	28,969
財源	国						
	都						
	その他	7,571	7,538	7,342	7,317	7,332	500
一般財源		25,214	23,106	21,680	21,507	22,558	28,469
執行率（%）		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	90.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	職員互助会運営費に対する助成割合				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		50%未満	R7	目標	50	50%未満	50%未満	50%未満
				実績	50	48.7	47.3	47.3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満
		実績	47.3					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	当該助成金算定の基準							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	各種事業参加率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		90	R7	目標	80	82	82	84
				実績	81.2	79.5	79.1	79.8
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	84	86	86	88	88	90
実績		—						
指標の選定理由及び目標値の理由								
職員の各種事業利用状況により、事業が有効に機能しているかを計る。 参加者数：一人（職員体育大会、メンバーズプラン助成、演劇等鑑賞事業、納涼船事業） ※新型コロナウイルス感染症感染防止の観点によりほとんどの事業中止 会員数：2,489人（R2.4.1時点）								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		地方公務員法第42条の規定に基づき、使用者として職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実行しなければならないため、継続して実施していくが、今後については、効果的・効率的な事業運営に向けて必要な検討を行っていく。※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、令和3年度事業実施については、状況による実施及び新たな事業実施方法を検討する必要がある。						

課題・問題点	

補助金名称	各種補助金		主管課・係（担当）	
根拠法令	地方自治法第232条の2		総務課庶務係	
補助概要	区政に深い関わりのある民間団体等の事業に対し、賛助、協力する目的で補助金を交付する。		03-5608-6240	
目的	国際理解、国際協力の視野をもった区民を育成する事業等を支援することで、より良い社会の仕組みづくりに貢献し、協治（ガバナンス）の推進を図る。			
対象	民間団体等			
基準				
補助条件	民間団体等からの申請に基づく。			
経過	開始年度	不明	終了予定	なし
	<p>[平成27年度] 東京連合墨田地区協議会補助金 → 交付廃止</p> <p>[平成30年度] 東京人権擁護委員協議会に対する助成金 → 人権同和・男女共同参画課へ移管 社会を明るくする運動の実施に伴う経費補助金（墨田区保護司会） → 地域教育支援課へ移管 社会を明るくする運動の実施に伴う経費補助金（墨田区更生保護女性会） → 地域教育支援課へ移管</p>			
議会質問の状況	特になし			
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 特になし			

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		1,615	1,815	615	615	415	415
決算額（令和3年度は見込み）		1,615	1,515	515	315	315	415
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		1,615	1,515	515	315	315	415
執行率（％）		100.0%	83.5%	83.7%	51.2%	75.9%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	補助金額				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		なし		目標	1,615	1,815	615	615
				実績	1,615	1,515	515	315
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	415	415				
		実績	315					
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		各民間団体の活動を側面から支援するための補助金事業であるため、金額に目標数値を立てることは、事業の性質上馴染まない。また、終期についての定めもないため、必要な限り支援をしていく。						
		目的に 対する指標 (成果指標)	指標	なし				単位
	最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
				目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標							
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
改善・見直しのうえ継続		区の補助事業全体を見直す中で、本補助事業の組織分担も含め、整理・統合を検討していく必要がある。						

課題・問題点	
<p>補助団体の活動内容や活動目的は、賛助に値するものであると考えられるが、区の補助による効果をより具体的に可視化していく必要がある。</p>	